

第9回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 3月29日 開会

平成30年 3月29日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年3月29日 第9回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時55分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 高橋 博 勝
振興係長 小川 裕 之

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
日程第 5 報告第2号 浦幌町農業委員会の公印に関する規程の一部改正について
日程第 6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について
日程第 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 9 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
日程第10 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長をお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第9回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号5番福田委員、6番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書2ページをお開き願います。報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の2件であります。

3ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日に賃貸借されましたが、平成30年2月16日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

4ページをご覧ください。賃貸人は、留真に住所を有する方、賃借人は、円山に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年2月13日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 報告第2号 浦幌町農業委員会の公印に関する規程の一部改正について

○小川議長 次に日程第5、報告第2号「浦幌町農業委員会の公印に関する規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤事務局長 議案書6ページをご覧ください。報告第2号。浦幌町農業委員会の公印に関する規程の一部改正について。浦幌町農業委員会の公印に関する規程（平成18年3月30日農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正するので報告する。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

8ページをご覧ください。本規程の改正につきましては、条文の朗読を省略し、浦幌町農業委員会の公印に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表によりご説明申し上げます。改正内容につきましては、事務処理の簡素化の為、浦幌町農業委員会の公印に関する規程に定める公印使用簿（別記様式第4号（第7条関係））の様式を、浦幌町の公印に関する規程に定める公印使用簿と様式内容を統一するものでございます。具体的には公文書を起案しますと、文書番号が付されますが、公印を使用する場合、この文書番号を記載した際は、使用目的又は件名欄の記載を省略できる旨追加するものでございます。

なお、今回の規程の一部改正につきましては、事務局内部の規程でありますので、議案とは別の形で報告事項として処理されておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。以上で説明を終わらせていただきます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第2号は報告のとおりといたします。

●日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と賃貸借4件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号49番、50番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書10ページをご覧ください。議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件4件でございます。

番号49番、譲渡人は、統太に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、10筆合わせまして、112, 266平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。

権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、新規参入により経営を開始するものであります。

番号50番、譲渡人は、統太に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、43,158平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、新規参入により経営を開始するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書12ページから3条番号49、50の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号49番について、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号49番につきましては、只今事務局の説明のとおり、新規参入より経営を開始するため買い受ける内容であり、3月21日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号50番について、地区担当委員の石塚委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 番号50番につきましては、只今事務局の説明のとおり、新規参入より経営を開始するため買い受ける内容であり、3月12日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号49番、50番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号49番、50番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号51番～54番について審議いたします。初めに番号51番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書11ページをご覧ください。番号51番、貸主は、川流布に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、10筆合わせまして、113,958平方メートル、実耕作面積は、78,400平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年

3月30日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、高齢のため所有する農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書14ページに3条番号51の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号51番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、3月8日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号51番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号51番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に番号52番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号7番、山村委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(山村委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号52番、貸主は、帯富に住所を有する方、借主は、帯富に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、7筆合わせまして、49,800平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年3月30日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書15ページに3条番号52の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の伊藤委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○伊藤委員 番号52番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、3月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の

許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号52番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号52番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号7番、山村委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(山村委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第1号の番号52番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に番号53番、54番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号53番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、稲穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、22,180平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年3月30日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号54番、貸主は、東山町に住所を有する方、借主は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、17,104平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年3月30日から平成35年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書16ページから3条番号53、54の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号53番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号53番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、3月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号54番について、地区担当委員の石塚委員より

現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 番号54番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、3月7日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号53番、54番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号53番、54番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書18ページをご覧ください。議案第2号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号5番、申請人は、貴老路に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠につきましては、農地転用の不許可の例外、農地法第4条第6項のただし書きで、その他政令で定める相当の事由があるときに許可することができるとされており、その他政令で定める相当の事由とは、農地法施行令第11条第1項第1号及び第10条第1項第2号により、第1種農地で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用であり、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画とは、農地法施行規則第38条及び第39条で、農業振興地域整備計画に定められている施設となっております。これらの条項に農家住宅の建設用地のための転用が該当しますので、農地法の転用許可基準からみてもやむを得ないものと判断いたします。議案書19ページ以降に資料として、位置図、施設配置図、求積図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、農業振興地域整備計画からの本申請地の除外につきましては、平成29年12月開催の第6回農業委員会総会でご審議いただき、平成30年3月に決定公告、浦幌町告示第11号がなされております。本申請に伴う許可書の交付は、農地面積が30a以下のため、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書24ページをご覧ください。議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請人は、譲渡人であります統太に住所を有する方、譲受人は新町に住所を有する法人です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として畜舎の建設及びパーラー、作業用通路となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地利用計画に指定された用途に供するときとあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。25ページ以降に施設配置図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、平成29年12月開催の第6回農業委員会総会で用途変更に関する計画の変更において承認され、平成30年3月に決定公告、浦幌町告示第11号がされております。許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、4月25日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。初めに番号38番～40番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書34ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をも

って町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書35ページより、ご説明申し上げます。売買案件4件の内容であります。

番号38番。所有権の移転を受ける者は、栄穂に住所を有する方、所有権の移転をする者は、北町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、26,179平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年3月30日。対価の支払期限は、平成30年8月31日。土地の引渡時期は、平成30年3月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号39番。所有権の移転を受ける者は、栄穂に住所を有する方、所有権の移転をする者は、本別町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、12筆合わせまして、64,174平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年3月30日。対価の支払期限は、平成30年8月31日。土地の引渡時期は、平成30年3月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号40番。所有権の移転を受ける者は、統太に住所を有する方、所有権の移転をする者は、統太に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、8筆合わせまして、126,521平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年3月30日。対価の支払期限は、平成30年5月31日。土地の引渡時期は、平成30年3月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書36ページから、番号38から40までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号38番～40番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号38番～40番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に番号41番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番、大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室・着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号41番。所有権の移転を受ける者は、大平に住所を有する法人、所有権の移転をする者は、統太に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、46,943平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年3月30日。対価の支払期限は、平成30年5月31日。土地

の引渡時期は、平成30年3月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書39ページに、番号41の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号41番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号41番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第4号の番号41番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第10 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

○小川議長 次に日程第10、議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書40ページをご覧ください。議案第5号。農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について。このことについて、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定める。平成30年3月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、法第7条第1項では、「農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。」と規定されており、①その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、②その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法とされております。また、目標設定を3年後として定めております。

議案書41ページをご覧ください。指針(案)でございますが、1. 遊休農地の発生防止、解消についてですが、平成32年度までの目標を、遊休農地0としております。目標設定の考え方がありますが、毎年行っております農地パトロールと農業委員の日々の活動により遊休農地0を維持するとしております。遊休農地発生防止、解消の具体的な取り組み方法がありますが、8月～9月の期間の5日間程度で、上、中、下の各地区農業委員と事務局とで班編成し、農地パトロールを実施していくとしております。

2. 担い手への農地利用集積についてですが、現状の集積率は、83.52%であります。目標も同じく83.52%としております。目標設定の考え方は、認定農業者等を中心に集積を図ってきたところですが、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少により流動化の停滞が発生しているため、これ以上の集積は見込めないものと考えます。担い手への農地利用集積に向けた具体

的な取り組みとしましては、農地相談等により農地のあっせんの意向を確認し、迅速に農用地利用調整会議及び権利者調整委員会を開催することにより担い手に農地集約化を推進する。また、町、農地中間管理機構、農協等との連携により農地中間管理事業の活用を図るとしております。

3. 新規参入の促進についてですが、平成32年度までの各年度1経営体とし、目標設定の考え方は、昨年度の実績規模としております。新規参入の促進に向けた取り組み方法は、新規就農希望者の相談実施。認定農業者、担い手の各種相談、支援。家族経営協定の推進。農業青年人材銀行等との連携による後継者、新規就農者等担い手確保に努めるとしてしております。この方針は、年度初めに見直しを行うとしております。

なお、この指針(案)につきましては、各年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)と整合性をもつものとしております。また、本総会で決定後、ホームページでこの指針を公表することとしております。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第9回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時55分閉会